

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 徴収事務の委託【産業経済局地域経済振興部次世代産業推進課】2
- 収納事務の委託【産業経済局農林水産部総合農事センター】3
- 徴収事務の委託【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】4
- 徴収事務の委託【市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課】5

◇ 公 告

- 一般競争入札による市有財産の売払い【財政局財務部財産活用推進課】6
- 大規模小売店舗の変更事項の届出（2件）【産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課】10

◇ 上下水道局

- 特定調達契約の落札者の決定【上下水道局下水道部施設課】14

北九州市告示第 2 1 9 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州学術研究都市産学連携センター、北九州学術研究都市共同研究開発センター、北九州学術研究都市情報技術高度化センター、北九州学術研究都市事業化支援センター、北九州学術研究都市技術開発交流センター、北九州学術研究都市学術情報センター及び北九州学術研究都市会議場における使用料、賃貸料並びに使用料に係る延滞金及び賃貸料に係る遅延損害金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 4 年 4 月 2 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
公益財団法人北九州産業学術推進機構	北九州市若松区ひびきの 2 番 1 号	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 220 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市立総合農事センターの生産物の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 4 年 4 月 21 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社ワールドインテック	北九州市小倉北区大手町 1 1 番 2 号	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第 2 2 1 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市障害者スポーツセンターの使用料の徴収事務を次のとおり委託した

。

令和 4 年 4 月 2 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
北九州市障害者スポーツセンター運営共同事業体 代表者 社会福祉法人 北九州市福祉事業団	北九州市八幡東区中央 二丁目 1 番 1 号	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 2 2 2 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、コンビニエンスストア等における証明書交付手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 4 年 4 月 2 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
地方公共団体情報システム機構	東京都千代田区一番町 2 5 番地	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

北九州市公告第 253 号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 4 年 4 月 21 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 売り払う物件

別表のとおり

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

この公告の日から令和 4 年 6 月 21 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

3 入札の要領及び参加申請書を交付する場所及び期間

(1) 場所

ア 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

イ 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市広報室広聴課

ウ 各区役所総務企画課及び出張所

(2) 期間

この公告の日から令和 4 年 6 月 21 日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

4 入札の参加申請を受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

令和 4 年 5 月 16 日から同月 19 日までの毎日午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時

別表のとおり

(2) 開札日時

入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

ア 別表の番号の第1から第6までの物件

北九州市小倉北区大門一丁目6番43号

北九州市立生涯学習総合センター3階31会議室

イ 別表の番号の第7から第11までの物件

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所地下2階第5入札室

6 入札に参加することができる者の資格

次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

(1) 北九州市が行う市有地売払いに関し、下記の事実があった後2年を経過していない者

ア 入札を取り消されたことがある者

イ 落札者として資格を取り消されたことがある者

ウ 先着順売払いの申込みを取り消されたことがある者

エ 正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者

(2) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

ア 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 法人でその役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者
 ク アからキまでに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

7 入札保証金

- (1) 1物件につき5万円とする。
- (2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、北九州市に帰属する。

8 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、北九州市は、補償の責めを負わない。

10 入札に係る問合せ先

北九州市小倉北区域内1番1号
 北九州市財政局財務部財産活用推進課
 電話 093-582-2007

別表

番号	売り払う物件				入札日時
	所在地	公簿地目	実測面積 (m ²)	最低売却価格 (円)	
1	小倉南区長野一丁目1400番2	宅地	1,169.02	29,110,000	令和4年6月16日(木)午前9時30分
2	小倉南区横代北町二丁目1046番2外1筆	宅地	1,728.24	60,500,000	令和4年6月16日(木)午前11時
3	小倉南区大字母原403番1外2筆	宅地	1,278.74	22,130,000	令和4年6月16日(木)午後1時30分
4	八幡西区萩原二丁目3番23	宅地	1,737.33	130,000,000	令和4年6月17日(金)午前9時30分

5	八幡西区西鳴水 二丁目54番3 4	宅地	503.13	18,900,000	令和4年6月1 7日(金)午前 11時
6	門司区庄司町1 804番1	宅地	414.77	4,190,000	令和4年6月1 7日(金)午後 1時30分
7	門司区大里東二 丁目92番1外 1筆	雜種 地	472.37	10,260,000	令和4年6月2 0日(月)午前 9時30分
8	門司区法師庵2 200番17外 1筆	宅地	1,516.43	16,250,000	令和4年6月2 0日(月)午前 11時
9	小倉北区皿山町 2531番90	宅地	846.64	22,110,000	令和4年6月2 0日(月)午後 1時30分
10	若松区今光二丁 目8番8	宅地	651.29	18,050,000	令和4年6月2 1日(火)午前 9時30分
11	戸畑区東大谷一 丁目15番55	宅地	873.13	20,320,000	令和4年6月2 1日(火)午前 11時

北九州市公告第 254 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 4 年 4 月 21 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパースポーツゼビオ小倉東インター店
北九州市小倉南区上葛原一丁目 17 番地 105 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
オリックス株式会社
東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号
代表取締役 井上 亮
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前
オリックス株式会社
東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号
代表取締役 梁瀬行雄
 - (2) 変更後
オリックス株式会社
東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号
代表取締役 井上 亮
- 4 変更の年月日
平成 23 年 1 月 1 日
- 5 変更する理由
営業政策上の理由による。
- 6 届出年月日
令和 4 年 4 月 1 日
- 7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 4 年 8 月 22 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 4 年 8 月 22 日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第255号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和4年4月21日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

徳力商業施設

北九州市小倉南区徳力三丁目10番地101ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

オリックス株式会社

東京都港区浜松町二丁目4番1号

代表取締役 井上 亮

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社大創産業

広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号

代表取締役 矢野博文

他3者

(2) 変更後

株式会社大創産業

広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号

代表取締役 矢野靖二

他3者

4 変更の年月日

平成30年3月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和 4 年 4 月 1 日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 4 年 8 月 22 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 4 年 8 月 22 日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市上下水道局公告第63号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年4月21日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

- 1 購入品目及び数量
次亜塩素酸ソーダ 175万キログラム
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市上下水道局下水道部施設課
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和4年3月28日
- 4 落札者の名称及び住所
電協産業株式会社
北九州市戸畑区中原東四丁目2番1号
- 5 落札金額
1キログラム当たりの金額 38円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和4年2月10日
- 8 落札方式
最低価格による。